

Title	頼意僧正伝記考 : 南朝参仕の一僧侶歌人の生涯
Author(s)	勢田, 道生
Citation	詞林. 2006, 40, p. 45-61
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67558
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

頼意僧正伝記考

——南朝参仕の一僧侶歌人の生涯——

勢田 道生

はじめに

南北朝分立から十余年、武家方では、將軍尊氏とその執事・高師直を中心とする尊氏派と、尊氏の弟・直義を中心とする直義派との対立が激化し、両者はついに干戈を交えるに至った。正平六（一三五〇）年十月、尊氏は直義派追討の便宜に南朝に帰服、漁夫の利を得た南朝は、京都を占領して北朝崇光天皇を廢し、一時的ながらも南朝による兩朝一統が成った。いわゆる正平一統である。この機に際しての南朝方の榮達のさまを、『太平記』（卷三十・準后禪門事）は左のように描く。

自京都参仕セラレタル月卿雲客ヲハ、降参ノ人トテ官職ヲ落サレ、山中祇候之公卿殿上人ヲハ、多年之勞功有レハトテ、超涯不次之賞ヲ行レケル間、窮達忽ニ地ヲ易タリ、古三位殿御局ト申シ、ハ、今天子之母后ニテヲハシマセハ、院号蒙ラセ給テ新待賢門院（新待賢門院）トソ申シケル、北畠入道源大納言ハ准后之宣旨ヲ蒙テ、花付鈴付タル大

童子ヲ召具シ、輦車ニ駕シテ宮中ヲ出入スヘキ粧、天下之耳目ヲ驚カセリ、（略）日野僧正頼意ハ、東寺長者、醍醐座主ニハ補セラレテ、仁和寺之諸院家ヲ兼タリ、大塔僧正忠雲ハ、梨本大塔之兩門跡ヲ兼テ、鎌倉之大御堂天王寺之別当職ニ補セラル、此外山中伺候之人々、名家ハ清花ヲ超、庶子ハ嫡家ヲ越テ、官職雅意ニ任セタリ、この記事において、新待賢門院・北畠親房・忠雲僧正とともに南朝方の榮達の例として名が挙がるのが、本稿が考察の対象とする頼意僧正である。東寺長者・醍醐座主に補任されて仁和寺の諸院家を兼帯したとされる頼意は、間違ひなく当時の宗教界における重要人物の一人である。『太平記』が南朝方の榮達を批判するに際して、北畠親房らとともに頼意の名を挙げるのも、この時期の頼意の地位が際立ったものであったことを示して余りある。

もちろん、右の記事を直ちに史実であると認めることはできない。しかし、同時代人である『太平記』記主が記す右の頼意の姿は、頼意が南朝方を代表する僧侶として注目される

存在だったことを知るに十分なものといえよう。

一、新葉集入集歌

一方、弘和元（一三八二）年成立の南朝の准勅撰集・新葉集には頼意の詠が十四首入集しており、この歌数は、同集作者百五十四人のうち第二十七位である。

頼意の詠がそれだけの入集を得たのは、第一にはその詠歌の素養によるものであろう。頼意の歌壇事績としては、『正平二十年三百六十首』、天授元年の『南朝五百番歌合』（いずれも『新編国歌大観』所収）にその詠が見え、また、新葉集の詞書からは、正平八年の内裏千首歌、天授元年の住吉社三百六十番歌合への参加が知られ、頼意に一定以上の詠歌の嗜みがあったことがわかる。なお、長慶天皇以下、後期南朝の有力歌人に列しての『南朝五百番歌合』の成績は、勝十六・負十九・持十五で、参加者二十人のうち第十二位である。

新葉集の撰集に際して、これらの歌会・歌合が撰集資料となったのは間違いない。しかし、頼意の入集歌には、これらの他に次のようなものがあり、注意を惹く。

《a》卷九・神祇（五七四）

延元三年、後村上院かさねて陸奥のくにへくだらせまし／＼けるに、いくほどなく御舟伊勢国篠嶋と云所へつきたる由聞えしかば、勅使としてまいりたりけるに、このたび大風なのめならずして、御供なり

ける舟どもおほくそむじけるを、おなじ風のまぎれに、御舟ばかりは事ゆへなくこの国へしもつかせ給事、しかしながら太神宮の御はからひたるよし、神づかさどもよろこび申ければ、やがて此よし奏し侍りける次に
前大僧正頼意
神風や御舟よすらしおきつ浪たのみをかけしいせのはま
べに

《b》卷十六・雑上（二〇二六）

延元四年よしの、行宮にて後村上院立坊ありし比よみ侍ける
前大僧正頼意

花の色とりのこゑまで時にあふ春の宮井ぞ光ことなる

《a》は、後村上（義良親王）の東国_下向に際して、随行する舟は大風によって多く沈没したにもかかわらず、親王の舟のみ無事に伊勢に漂着したことを「太神宮の御はからひ」であるとして慶祝する伊勢の神官の言葉を受け、後村上の伊勢帰着を、伊勢の神意によるものとして奉祝するものである。この後村上の伊勢漂着について、『神皇正統記』（後醍醐）は、「皇太神ノトゞメ申サセ給ケルナルベシ。後ニ芳野ヘイラセマシ／＼テ、御目ノ前ニテ天位ヲツガセ給シカバ、イトゞオモヒアハセラレテタウトク侍カナ」と、翌年に後村上が後醍醐から直に譲りを受けることを可能にしたものとして解釈している。このような理解は南朝において共有されていたことだろう。よって、この歌は、後村上の皇位継承を、伊勢の神

意を伴うものとして記念する意味をもつものといえる。

また、《b》は後村上の立坊を奉祝するものであり、以上の二首は、後村上が踐祚に至るまでの重要な時々における慶祝の歌である。

頼意の入集歌には、後村上崩御後の周忌の仏事におけるものも見える。左の《c》は、後村上への哀悼の思いを、その三回忌の供養の導師としての立場から詠んだもの、《d》は、後村上の九回忌における、後村上に対する追憶の歌である。

《c》卷十・釈教（六一二）

後村上院第三年の御仏事の次に、よみをかせ給ける短冊をつがれて、うらに宸筆にて御経かゝせ給たりける供養の導師つかうまつると、思つゞけ侍ける

前大僧正頼意

かき置し昔の春のことはに御法の花をけふはそへつゝ
《d》卷十九・哀傷（一三三二〜一三三三）

天授二年三月十一日、如意輪寺にて御仏事おこなはれる時、前大僧正頼意もとへ申つかはし侍し

中務卿宗良親王

いく春か散てみすらんつらかりし花も昔の別ながらに
かへし
前大僧正頼意

したへどもみし世の春はうつりきてあだなる花に残るおもかけ

つぎの日、をのくまかりあかれ侍りける程、懐旧

の哥つかうまつりけるをきこしめして 御製

四の時こゝのかへりに成にけりきのふの夢もおどろかぬ
まに

このように、頼意の新葉集入集歌に、後村上が皇位に至るまでの重要な時々の慶祝の歌や、崩御後の仏事における追慕の歌が見えるのは、極めて重要な意味を持つ。新葉集における後村上の待遇は、その御製が集中最多の百首の入集を得ていること、巻一卷頭・巻二十巻軸という極めて重要な位置に配されていることなど極めて高く、これによって、新葉集は後村上に対する追慕と顕彰の集であるとされておられ、そのような新葉集において、頼意はまさに後村上に対する追慕・顕彰を体現する役割を担っているのである。

以上により、頼意なる人物が新葉集において、また南朝において、極めて重要な存在であったことが理解されよう。にもかかわらず、頼意の事績については不明な点が多い。古く西田長男氏は頼意と度会家行との神道説をめぐる交渉について論じ、頼意の事績についても簡潔に述べられているが、以後は『鎌倉・室町人名事典』、『和歌大辞典』などの辞典類の記述の他には、小木喬氏による、主に新葉集を資料とした簡略な伝記を見るにとどまる。また、南朝参仕の僧侶については森茂暁氏により概観的に言及されているが、頼意についてはほとんど触れられていない。よって、以下には、管見に触れた史料により、頼意の事績を明らかにしたい。

二、生年・出自・法流

頼意の生年は、小木氏の指摘の通り、天授元（一三七五）年の『南朝五百番歌合』に、

（八十七番）右 勝

前大僧正頼意

なれきつる八十の春もあはれしれ三代の昔の花の面かけ

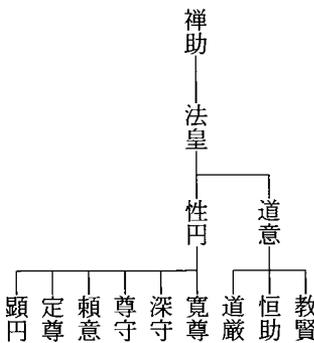
（一七四）

とあり、永仁四（一二九六）年頃であることがわかる。

出自について、小木氏は中関白道隆の子・隆家の孫の頼意を比定し、『鎌倉・室町人名事典』は鷹司中納言頼平の子の頼意か、とする。これらはいずれも『尊卑分脈』による比定と思われるが、前者については、寛徳元（一〇四四）年に没した隆家（『平安時代史事典』）の孫が南北朝期に生存しているとは考えられず、また、後者についても、頼平の没年は寛喜二（一一三〇）年であり（『公卿補任』）、頼意の生年をはるかに遡る。よって、以上の二説の比定は年代的に該当しない。

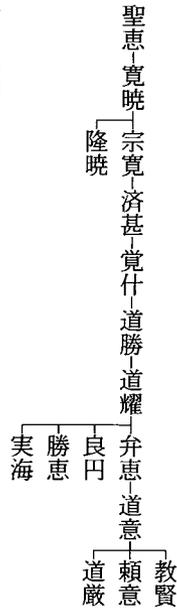
一方、『伝灯広録』（『統真言宗全書』第三三）が、頼意について「藤給仕俊基之子也」とするのは、元弘の乱に際して鎌倉方に処刑された日野俊基の子を当てていると思われる、『南山巡狩録』の付篇・「南山遺草」が頼意について、「日野家の流なるゆへに日野頼意ともいへり」とするのとともに、『太平記』の「日野僧正頼意」という呼称を根拠とするものと思われる。しかし、『伝灯広録』の説については資料的裏付け

を得ず、また、『南山巡狩録』の説については、『系図纂要』の日野流系図（藤原氏一七・日野）に「頼意」の名が見え、「於南朝任僧正」と注されているものの、この系図については、頼意の父とされる快玄が応永二十九（一四二二）年に九十七歳で没とされ、その生年は頼意の生年を下ることなど、不審な点が多く、信をおけない。以上、出自は未詳である。法流については、観智院金剛藏本『真言付法血脉仁和寺』に左のようであり、性円法親王の弟子であったことがわかる。



性円は後宇多の皇子で後醍醐の同母弟。大覚寺法流を創始した後宇多の伝法灌頂を受け、大覚寺門主を継いだ人物である。一方、西田氏は『野沢血脉集』（『真言宗全書』第三九）の花藏院流に「或記」として挙がる血脉に道意の弟子として見えることを指摘されており（血脉は次頁に示す）、また、『仁和寺諸院家記』（恵山書写本）の「護持院」項には、「頼意僧正

道意僧正重受資、東寺長者醍醐座主」と見えることから、道意からも付法を受け、仁和寺の院家である護持院に住していたことが知られる。



道意は西園寺実兼の子。高山寺の弁恵の付法に列し、さらに後宇多院からも伝法灌頂を受けた。仁和寺勝宝院に住し、後醍醐の治世に東寺一長者・護持僧を歴任した人物である。

以上のように、頼意の師兩人が後宇多の高弟であったことには注意される。後宇多の大覚寺法流創始は、持明院統に独占されていた仁和寺御室の地位に対抗する意図をもつものであったとされるとおり、持明院・大覚寺両統の対立を背景にもつものであった。南北朝分立の淵源が両統迭立にあるのは言うまでもなく、頼意が大覚寺法流の伝持者であることは、後に頼意が南朝で重用されるに際して、大きな意味を持っていたことだろう。

三、建武期まで

南北朝分立以前、頼意は、後醍醐の治世に東寺一長者として重用された師・道意の下で地歩を築いており、『東寺長者と

補任』の一長者道意に関する記事には、数度に亘って頼意の名を見出すことができる。ここではまず、この記事に基づきつつ、建武期までの事績について述べる。

道意が初めて東寺一長者に就任したのは嘉暦元（一二三〇）年二月九日。三月七日には東寺所司の初参が行われた。頼意は役人としてこれに参加し、饗料として代銭を下されている。阿闍梨位である。同年八月二十九日、道意は一長者を辞す。

続いて元徳二（一二三〇）年十二月、道意は一長者に再任、頼意は道意の下で東寺凡僧別当になっている。僧都である。

なお、凡僧別当には寺務（一長者）の進止によってその門弟が任せられるのが通例となっており、その職掌は、寺務の下部機関としての東寺一寺の統括者であり、寺務と寺僧との連絡調整にあたるものであったとされる。

翌元弘元年、元弘の乱により後醍醐は廃され、翌二年正月、道意に替って一長者に益守が任せられると、頼意も凡僧別当を退く。しかし、同三年五月には六波羅・鎌倉が相次いで陥落、後醍醐が皇位に復するとともに道意は東寺一長者に復任し、頼意も凡僧別当に復している。

頼意が初めて後醍醐との接点を見せるのもこの時期である。新葉集の左の詠により、六月に入京して東寺に入った後醍醐を迎えたことが知られる。

元弘三年六月、後醍醐天皇隱岐国より還幸の次に、勅願によりてまづ東寺へ行幸ありける時、松子坊に

てこの松の事など御尋ありければ、事のよし奏し侍ける程、松かせずしく吹ければ、思つゞげゝる

前大僧正頼意

うへをきし昔やかかねて契けんけふのみゆきを松かせのこ
ゑ (雑中・一一四九)

なお、小木氏は「建武元年、この行幸の賞として、法印に叙されている」とするが、頼意が法印に叙されたのは、翌年の東寺塔供養の行幸の賞としてである。

翌四(一三三四)年は改元により建武元年となる。正月には毎年恒例の後七日御修法が行われた。玉体安穩と鎮護国家を祈って行われるこの御修法は、東寺長者が阿闍梨を勤めるもので、この年は道意が阿闍梨を勤めた。頼意は伴僧として初めて参加し、五大尊供を担当している。権大僧都である。

また、この年には、後醍醐の行幸を得て、石清水護国寺供養(九月二十二日)・東寺塔供養(同二十四日)が举行された。阿闍梨はいずれも道意が勤め、頼意は道意のもと、行事の手配について道意の御教書を奉行するなど事務方面に従事、当日は持金剛衆として修法の人数に加わっており、十二月二十六日には、東寺行幸の賞として法印に叙されている。なお、十二月三十日には、道意に替わって益守が東寺一長者に任せられ、頼意も凡僧別当を退いている。

翌建武二年二月には、後醍醐の中宮・新室町院珣子の御産の御祈が諸寺を挙げて行われた。常磐井殿では性円を阿闍梨

として孔雀経法が修され、頼意は伴僧として参加している。

次いで十月十二日には、後醍醐の皇女・宣政門院の令旨により、同門院の母・後京極院の三回忌の結縁灌頂が行われた。阿闍梨は後京極院の兄弟でもある道意が勤め、頼意は布施の手配などの事務に従事するとともに、当日は持金剛衆として含香と灑水を兼行している。

以上のように、建武期以前、頼意は後醍醐の治世下に東寺一長者となった師・道意の弟子として活動、凡僧別当を勤め、僧位は法印に至っている。建武期には後醍醐の周辺の仏事に多く参加しており、この時期に後醍醐の親近者との関係を深めたのであろうか。頼意が後に南朝に参仕し、重要な地位に上る下地は、これらの活動にあったと考えられる。

四、正平一統まで

延元元(一三三〇)年の後醍醐の吉野遷幸は、頼意の人生における決定的な転換点となった。この時、道意は京都に留まったが、性円は後醍醐を追って吉野に下っており、先述の新葉集入集歌(a)からは、頼意も延元三年には南朝に参していたことが知られる。頼意の南朝参仕も、後醍醐の吉野遷幸後、間もない時期のことであろう。延元四年には後村上の立坊を祝して詠歌(新葉集入集歌(b))、同年八月十六日には後醍醐が崩御、後村上の治世となる。

後村上の治世に入って最初の事績は、西国経略に下った後

醍醐の皇子・懷良親王に隨行していた五条頼元に宛てた「頼意書状」(正月四日付)である。内容は、九州平定のうえ上洛すべき旨、親王のための祈禱に忠節を致す旨を述べた上、親王の後醍醐天皇御陵の造宮料所寄進を賛するもので、延元五(興国元・一二四〇)年のものと考えられている。

次いで興国四年正月、大覚寺宮性円は「護持院法印」(「頼意」)に宛てて令旨を發し、その管領する肥後国山本庄の地頭職を知行せしめている。後宇多が大覚寺に寄進したものとされる同庄についての「大覚寺宮」性円の令旨は、南朝の同庄支配に正当性を与えるものとされるが、この地頭職に関し、頼意がどれほど主体的役割を担っていたかは不明である。

また、頼意が度会家行から神道説を伝受したとされるのもこの頃である。伊藤聡氏は、『大日本国開闢本縁神祇秘文』の抜書である高野山大学図書館蔵・正祐寺寄託『大日本国開闢本縁神祇秘抄』(以下、『開闢秘抄』)と略す。近世末写)に、「貞和三年(一二四七)に度会家行から、東寺長者頼意に伝授した旨の識語が見え」と指摘されている。識語は次の通り。

此書者高野大師授給太神宮御師神主
何繼秘文也

于時貞和三年丁亥八月依懇勲御所望

奉相傳之

豊受太神祇宜度會朝臣家行

東寺長者法務大僧正頼意

堅諭示之

明徳二年辛未七月四日

快祐

一方、西田長男氏は、「京都大学図書館所蔵の菊亭家寄託本神道大意要文并兩部説写本一冊に収むる天照太神儀軌と鈴鹿太郎氏所蔵の天照太神仇写本一冊と」の「兩本共に巻末に「東寺長者法務前大僧正頼意堅諭示之」神主家行在判堅諭源慶頼弘示之」と、之が伝来の記事を止めてある」ことを指摘されている。菊亭家本によって見ると、この記事は西田氏の引用の如く改行なく連続して記されており、ここから家行と頼意との関係を読み取るのは困難だが、西田氏はこの記事に見える相承関係を左の系譜のように解釈された上、頼意と家行の関係は「頼意から家行に伝へたものかと思われるが、神職がその身分のままに家行の血脈を継ぐことはあり得ないにより、師資相承といったことではなく、いはば道友或は学友の關係にあつたのかと推測される」と解釈されている。

頼意
家行 ─ 堅諭 ─ 源慶 ─ 頼弘

西田氏のように解釈するならば、頼意と家行の関係は、上記の『開闢秘抄』の識語に見えるそれとは異なることになる。しかし、以下の理由により、頼意と家行との関係は、『開闢秘抄』の識語から知られるものと同一である可能性が高い。その根拠は次の通りである。

菊亭家本「天照太神儀軌」は、神道に関する様々な説について、項目を分かつて列挙したものである。その中で、西田氏の引用される伝授記事は、伝授記事の直前に一ツ書で記される項目（以下、項目Xとする）の本文と連続して改行を経ずに記されており、また、この伝授記事の後には、改行を挟んでさらに二行分の本文が続く。よって、この伝授記事は項目Xについてのものと考え得る。そして、項目Xの内容は、高野大師が御師河継に授けたとされる秘文であり、その本文は、『開闢秘抄』の識語の直前に記される本文とほとんど同一である。よって、菊亭家本の伝授記事が対象とする伝授内容は、『開闢秘抄』の識語が対象とする伝授と同一のものと考えられ、とするならば、頼意と家行との関係も、『開闢秘抄』の識語に見えるそれと同一のものということになる。

これらの他、以下の高野山夏衆に宛てた奉書二点は、年付を欠くものの、「護持院法印」の意を奉ずるもの（いずれも奉者は源快）であり、頼意は正平六年には僧正として見える（後述）ので、この二点は正平六年以前に頼意が発したものと考えられる。第一は、四月二十二日付で、紀伊路を差し塞ぎ凶徒等を退治すべき旨の諭旨を伝えるもの、第二は八月二十一日付で、諭旨を示して軍忠を賞するものである。傍証となる史料が少なく、この文書の年次を確定するのは困難だが、貞和四（正平三・一三四八）年には、武家方が足利直冬を大将として紀州攻略戦を展開、南北両軍は激戦を交わしている。

右の文書二点はこの合戦に関するものではなからうか。

この後、武家方では、尊氏の執事・高師直と、尊氏の弟・直義の対立が激化、観応の擾乱となる。この時期には南北和融の交渉も持たれ、武家方の内紛が小康状態となった観応二（正平六・一三五二）年三月三十日、醍醐寺清浄光院房玄法印が南朝の賀名生行宮に参着、四月一日には「護持院」（＝頼意）に、翌日には北畠親房に対面、四日には後村上に謁している（『観応二年日次記』（統群書類従第二十九輯下））。但し、当時の頼意の身分は不明。

同年十月に尊氏が南朝に帰参し、この機に乗じて南朝が京都を占領、頼意が東寺長者となったことは、『太平記』の記事によって本稿冒頭に述べた通りである。『東寺長者補任』には、二長者として「僧正頼意」の名が記されており、これ以前に僧正になっていたことがわかる。

南北朝分立以降、正平一統に至って僧正・東寺長者として名を見せるまでの実績は、以上のように断片的な資料によって知られるのみである。南朝に参仕して幅広く活動しているようだが、どのような地位・役割にあったかは不明である。

五、南朝東寺長者として

正平の一統は四ヶ月ともたず、翌七年三月には足利義詮軍が京都を奪還、南朝は京都を失陥する。しかし、この後も南朝は武家方の内紛に乗じ、数度に亘って京都を占領すること

になり、『東寺長者補任』はその度に南朝方の東寺長者として頼意の名を記している。まずはこの記事についてみたい。

正平八（一三五三）年六月、南朝は京都を占領。一長者は道意、頼意は二長者である。七月には再び京都失陥。

次いで、同十年正月にも南朝は京都を占領、ここに至り、頼意は一長者として初めて名を見せる（凡僧別当は禎惠僧都）。

ただし、これ以前、正平九年二月二十一日付「東寺長者御教書」（大日本古文書『高野山文書』宝簡集五四四）は、頼意の御教書である可能性が高く、正平九年二月には既に頼意が南朝の東寺一長者であったと推測される。三月、京都失陥。

降って正平十六（一三六一）年には、有力大名・細川清氏が武家方内部の抗争を原因に南朝に降り、勢いを得た南朝は十二月八日に京都を占領、一長者・頼意は大僧正となつてい

〔凡例〕

・年付について、異筆による補記、及び案文に傍記される年付は、「」により示し、年付がないものは左に示す典拠の推定に従い、年次を（）により示す。なお、受給文書④については、頼意が大僧正を号する最後の例は正平十七年で、翌年には「前大僧正」と号していることから、正平十七年以降のものとして推定した。

・文書名と号数は左に示す典拠による。『東寺百合文書』の文書名は、『東寺百合文書目録』による。
・宛所と差出人・奉者の人名については、文書の文言から知られるものは（）により示し、それ以外は左の典拠の比定を（）により示す。

・典拠の略号は次の通り。

- 〔五〕→『高野山文書 宝簡集』：大日本古文書家わけ『高野山文書之一』／「学」→『高野山文書第六卷 旧学侶方一派文書』／「行」→『高野山文書第七卷 旧行人方一派文書』／「東」：『東寺文書』→上島有編『東寺文書聚英』／「百セ」：『東寺百合文書』セ函→京都府立総合資料館編写真帳／「百中」：『東寺百合文書』セ函→南朝文書→京都府立総合資料館編写真帳／「観」：『観心寺文書』→『河内長野市史第四卷 史料編一』／「金」：『金剛寺文書』→『河内長野市史第五卷 史料編一』／「勝」：『勝尾寺文書』→『箕面市史 史料編一』

る（凡僧別当は仲尊法印）。ただし、二十七日には早くも京都を失陥。これ以後、南朝は京都占領の機会を永久に失い、『東寺長者補任』にも南朝の東寺長者の名は見えなくなる。

この後、頼意が東寺長者であったことを知らせるものは、『弘法大師筆十誦律奉納記文』（大日本古文書『高野山文書』続宝簡集二〇〇）に、頼意が正平二十（一三六五）年現在の「東寺当長者」であると記されているのを最後とする。但し、薬仙寺所蔵『理趣経』の奥書（後述）には、建徳三（一三七二）年の「法務前大僧正」として頼意の名が見え、東寺一長者は法務に任せられるのが通例であったことから、建徳三年まで頼意が東寺一長者であったと考えてよからう。

右の時期については、頼意が受給・発給した文書が多く残っている。これを表に示し、役務の内容を窺ってみたい。

【表1】 受給文書

	日付	文書名	差出人・奉者	宛所	内容	
⑬	正平17・5・28	後村上天皇繪旨	左中将(花押)	長者大僧正	管領とし、文武一統の聖運を祈らしむ。	東 266
⑫	正平16・11・22	後村上天皇繪旨	左少弁(花押) <small>(経高)</small>	長者大僧正	東寺境内における官軍甲乙人等の濫妨を停止す。	東 251
⑪	正平15・4・8	後村上天皇繪旨	修理亮菅時長	東寺長者僧正	観心寺内陣に永代勅願として常灯を置き、料所として紀伊国正税を允つ。	観 95
⑩	正平15・4・1	後村上天皇繪旨	勘解由次官経高	東寺長者僧正	金剛峯寺御影堂本尊修覆につき、先規に任せて沙汰せしむ。	宝 254
⑨	正平15・2・5	後村上天皇繪旨	少納言信実	護持院僧正	寂靜院僧衆の祈禱に関する状を受けてこれを褒し、更に天下太平・当年の重厄を祈らしむ。	学 31
⑧	正平15・正・18	後村上天皇繪旨	権右中弁(花押)	東寺長者僧正	禁裏本尊愛染王像を観心寺内陣に安置し、永代御願を専らにせしむ。	観 92
⑦	(正平15)・正・13	後村上天皇繪旨	権右中弁兼頼	護持院僧正	観心寺本堂并に鎮守社壇に東寺仏舍利六粒を奉納す。	観 90
⑥	正平14・10・23	後村上天皇繪旨	権右中弁 <small>(兼頼)</small>	東寺長者僧正	高野山大門造管料所として、紀伊国大野庄兵士米を寄附す。	行 44
⑤	正平13・9・27	後村上天皇繪旨	勘解由次官(花押) <small>(経高)</small>	東寺長者僧正	観心寺の申請に任せ、一臈僧を法印たらしむ。	観 80
④	正平13・8・11	後村上天皇繪旨	勘解由次官(花押) <small>(経高)</small>	東寺長者僧正	観心寺の申請に任せ、権少僧都・法眼各一人を寄せ置	観 78
③	(正平12)・6・7	中御門光任添状	光任 <small>(金御門)</small>	護持院僧正	②の繪旨に添え、勅許の相違なきことを示す。	観 77
②	正平12・6・7	後村上天皇繪旨	左少弁(花押) <small>(兼頼)</small>	東寺長者僧正	観心寺本願実恵僧都に僧正を追贈す。	観 75
①	正平9・2・21	後村上天皇繪旨	勘解由次官(花押) <small>(兼頼)</small>	東寺長者僧正	高野山四至寺領につき、元弘・建武の勅裁に任せて管領せしめ、御願を専らにせしむ。	宝 190
		文書名	差出人・奉者	宛所	内容	典拠 号数

【表2】発給文書

日付	文書名	差出人・奉者	宛所	内容	典拠
1 正平9・2・21	東寺長者御教書	法印仲尊	檢校法印	右表①の繪旨を施行し、金剛峯寺の勅願料所等の不審に答う。	宝 544
2 「正平12」・4・21	東寺長者挙状案	法務頼意	藏人勘解由次官 <small>(中御門経高)</small>	観心寺三綱等の、実恵への贈号所望の事書を奏達せしむ。	観
3 「正平12」・4・22	東寺長者添状案	頼意	藏人次官	右件につき、贈号先例及び実恵僧都の転任の事などを注進す。	観
4 「正平12」・5・9	東寺長者重挙状案	法務頼意	藏人勘解由次官	実恵への贈僧正につき、観心寺三綱の言上を示し、僧正を贈られるよう奏達せしむ。	観
5 (正平12)・6・7	東寺長者頼意御教書	仲尊	大式法眼	実恵への贈号につき、繪旨・上卿奉書の発遣を伝える。	観
6 正平12・6・7	東寺長者頼意御教書	法印仲尊	観心寺三綱住侶	右表②の繪旨を施行す。	観
7 正平13・8・12	東寺長者頼意御教書	法印仲尊	観心寺々僧	右表④の繪旨を施行す。	観
8 正平13・9・28	東寺長者頼意御教書	法印仲尊	観心寺々僧	右表⑤の繪旨を施行す。	観

14 (正平17以降カ)	吉田守房奉書	守房	護持院前大僧正	東寺鎮守八幡宮における仁王・法華・最勝王経転読につき、早速の始行を褒す。	東 455
15 正平18・2・9	後村上天皇繪旨	右少弁 <small>(経清)</small>	東寺長者僧正	金剛峯寺大門料所につき、修造のため、兵士米を元の如く管領せしむ。	行 45
16 (正平18)・9・3	後村上天皇繪旨	左少弁経清	東寺長者前大僧正	粉河寺領丹生屋村と高野山領名手庄との用水相論につき、粉河寺の申状を示し、金剛峯寺の対応を問う。	宝 390
17 正平18・12・19	後村上天皇繪旨	左少弁(花押) <small>(経清)</small>	東寺長者僧正	名手庄の用水につき、国司成敗を受け、高野山の当知行に相違なきことを認定す。	宝 409
18 正平19・11・21	後村上天皇繪旨	右大弁(花押)	東寺長者前大僧正	高野山新御寄附地につき、興行を致し、御願を全うせしむ。	宝 191
19 正平24・10・25	長慶天皇繪旨	権右中弁兼頼	東寺長者前大僧正	高野山大門・諸堂造管料所として、紀伊国大野郷兵士米の管領を認定す。	行 46

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
正平19・12・1	正平18・12・20	「正平18」・12・15	(正平18)・11・3	正平18・2・10	正平17・5・28	(正平16)・11・26	「正平16」・10・26	正平15・4・10	正平15・4・8	正平15・4・1	正平15・正18	正平15・正13	正平13・10・27
東寺長者法務御教書	東寺長者法務御教書	東寺長者頼意挙状案	東寺長者御教書	東寺長者御教書	東寺長者法務御教書	東寺長者御教書	良賢書状	東寺長者頼意繪旨添状	東寺長者頼意御教書	東寺長者御教書	東寺長者頼意御教書	東寺長者頼意仏舍利奉納奉行状	東寺長者頼意御教書
法印(花押)	法印(花押)	頼意	法印仲尊	法印	法印仲尊	法印仲尊	良賢	法務(花押)	法印仲尊	法印仲尊	法印仲尊	法務頼意	法印(花押)
年預阿闍梨	年預阿闍梨	六条殿	年預阿闍梨	年預阿闍梨	東寺供僧学衆	東寺供僧	(欠)	観感院僧都	観心寺々僧	檢校法印	観心寺々僧		観心寺々僧
右表⑯の繪旨を施行す。	右表⑰の繪旨を施行す。	名手庄と丹生屋村との用水相論につき、重ねての尋問を止め、高野山の当知行を認める繪旨を下されるよう要請す。	高野山領名手庄と粉河寺領丹生屋村の用水相論につき、勅裁に備え、高野山に対し、事書を提出するよう指示す。	右表⑱の繪旨を施行す。	右表⑲の繪旨を施行す。	右表⑳の繪旨を施行す。	勝尾寺の祈禱巻数に対する御感の繪旨を示し、更に荒神供を修せしむ。	金剛寺の阿観への権僧正追贈の繪旨(金剛寺々僧宛)を示す。	右表㉑の繪旨を施行す。	右表㉒の繪旨を施行す。	右表㉓の繪旨を施行し、修法により四海清平聖化を祈らしむ。	右表㉔の繪旨により、東寺仏舍利六粒を観心寺に奉納す。	右件につき、上卿中御門前大納言の奉書を示す。
宝	宝	宝	宝	行	百廿南	百廿	勝	金	観	宝	観	観	観
192	410	408	407	42	22	88	701	218	96	255	93	90	82

右の発給文書を受給文書と対照すると、頼意の発給文書は天皇・朝廷側、又は寺家側の意を体して両者を連絡・調整するものがほとんどであり、特に繪旨を執行するという形態の役務が多いことがわかる。一方、頼意自身の主体的活動はほとんど窺えない。その原因の一つは、各文書群が寺家にとつての価値に基づいて保存されてきたことにある。繪旨の関連文書は、その文書としての有効性ゆえに多く伝存したと考え、これらから窺われる役務の内容は、南朝の影響下にある真言宗寺院に関する、僧位僧官の補任、修法の指示・褒賞、寺院への奉納・寄進の執行、寺領安堵、および寺家間の相論の処理などであり、これらは、真言宗の貫首としての東寺一長者の地位に見合った役務であるといえよう。右の期間に、頼意が法務東寺長者の地位に相当する役務を担っていたことが知られる。

これらの他、頼意の南朝歌会への参加が確認されるようになるのもこの時期からである。正平八（一三五三）年には内裏千首歌に、同二十（一三六五）年には内裏三百六十首歌に出詠している（既述）。

正平二十三（一三六八）年三月十一日、後村上は崩御。長慶の治世となり、建徳元（一三七〇）年には後村上の三回忌の供養の導師となり詠歌（新葉集入集歌（c））。また、同三年には、先にも触れた通り、葉仙寺所蔵『理趣經』の奥書に

建徳二年八月十六日、相当後醍醐天皇三十三廻聖忌書之、同三年三月八日、為長日転読、賜法務前大僧正頼意者也、とあり、後醍醐の三十三回忌に当たって長慶天皇が書写した理趣經を、三月八日に、長日転読のため与えられている。これは三日後に控えた後村上の忌日に備えてのものである。以上のように、この時期になって頼意は東寺一長者・法務という最高の地位に就いて活動している。また、後村上崩御後、後村上の周忌供養の導師となり、また忌日に当たって長日転読のために長慶宸筆の理趣經を与えられているのは、特に頼意と後村上との密接な関係を窺わせる。

六、最晩年

建徳三年以降の頼意の地位や動向を知らせる資料は少ない。天授元（一三七五）年には、住吉社三百六十番歌合と『南朝五百番歌合』に出詠（既述）、翌二年の後村上九回忌には宗良親王・長慶天皇と後村上追憶の歌を交わしている（新葉集入集歌（d））が、新葉集の成立（弘和元・一三八一）以後、『丹生文書』の弘和一（一三八二）年閏正月十八日付の御教書（良盛奉・丹生社神主宛）の発給者として「護持院前大僧正」の名が見えるのを最後に、頼意の動向を知らせる史料は見えなくなる。

なお、弘和二年九月には大僧正教賢なる人物が法務を号している。教賢は、前掲の血脈に道意の弟子として見え、建武

二年の後京極院三回忌結縁灌頂（既述）にも参加（権律師）、南朝が京都を占領した正平十六年の『東寺長者補任』の記事には二長者・僧正として名が見え、「西林院」と注記されている。これ以前、正平九年二月付の道意の書状には、「西輪院僧正」なる人物が道意から後宇多院法流の今後を託されていることが見えるが、これも教賢であろう。南北朝合一後の応永三（一三九〇）年、教賢の十三回忌に当たっては、南朝四代目の後亀山院自ら、その追福のために宝篋印陀羅尼經を書写している。教賢もまた、大覚寺法流を伝持して南朝で重用された人物であった。なお、これにより、教賢の入滅が元中元（一三八四）年であったことが知られる。

この後、弘和三（一三八三）年に長慶は退位、後亀山の治世となって元中二（一三八五）年には「長者大僧正」の御教書が見え（『丹生文書』、元中二年九月二十一日付）、村田正志氏はこれを頼意のものと比定されているが、頼意であるならば「前大僧正」と記されるべきではなからうか。別人であろう。

おわりに

以上のように、頼意は、大覚寺法流を伝持して早くから南朝に参仕、後村上の治世となって東寺一長者を長く勤めた人物であった。後村上に対する追慕・顕彰の集であるとされる新葉集において、頼意の詠に、まさに後村上を追慕・顕彰するものが見られることは第一節に述べたとおりだが、以上の

ように後村上に長く近侍した頼意は、新葉集にとって、後村上に対する追慕・顕彰を体现するに最適の人物であったといえよう。

このように見ると、『南山巡狩録』の付篇「南山遺草」が、頼意について「護持僧に召れて朝恩ふかゝりし人」とするのは興味深い。護持僧とは「内裏清凉殿二間に夜居し、さまざまの修法によって「聖体安穩・宝祚延長」を祈念する、主として天台・真言に属する一群の僧侶」である。頼意が護持僧であったとするこの説を裏付ける資料は、現在のところ管見に触れず、頼意が後村上の護持僧であったか否かは不明というよりないが、一般に東寺一長者が護持僧に任せられる例は多く、頼意が後村上の護持僧であった可能性は高い。とするならば、頼意の詠に、後村上が皇位に至るまでの重要な時々の慶祝の歌や、崩御後の仏事における追慕の歌が見えるのは、護持僧としての頼意の地位にふさわしいものといえよう。

注

(1) 鷲尾順敬校訂『西源院本太平記』（刀江書院、昭和一一年）による。

(2) 頼意は『東寺長者補任』の同年項に二長者として見えるが、醍醐座主就任と仁和寺諸院家兼帯については明証を得ない。なお以下、『東寺長者補任』は、特記しない限り、湯浅吉美「東寺観智院金剛藏本『東寺長者補任』の翻刻（下）」（『成田山仏教研究所紀要』二二、平成一一年三月）による。

- (3) 以下、新葉集は小木喬『新葉和歌集 本文と研究』(笠間書院、昭和五九年)によるが、本文の引用に際しては、適宜句点を補い、また、『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成マイクロフィルム版』により同書の翻刻底本(静嘉堂文庫蔵松井本)を参照し、誤りを訂した部分がある。
- (4) 以下、『南朝五百番歌合』は新編国歌大観による。
- (5) 『神皇正統記』は日本古典文学大系による。
- (6) 岩佐正『新葉和歌集「よみ人知らず歌」考』(国文学攷)二三、昭和五年五月)、伊藤敬『宗良親王と新葉和歌集—もう一つの勅撰和歌集—』(室町時代和歌史論)(新典社、平成一七年)所収、初出平成六年)など。
- (7) 「中世仏教と伊勢神道との関係」(『神道史の研究 第二』(理想社、昭和三二年)。以下、西田氏の論はすべてこれによる。
- (8) 安田元久編、新人物往来社、昭和六〇年。当該項は山野井功夫氏執筆。
- (9) 明治書院、昭和六一年。当該項は武井和人氏執筆。
- (10) 小木氏著、前注(3)五六〇—五六二頁。以下、小木氏の論は全てこれによる。
- (11) 森茂暁『南朝全史 大覚寺統から後南朝へ』(講談社選書メチエ三三四、講談社、平成一七年)。
- (12) 文化六(一八〇九)年成立。『改定史籍集覧』第四冊所収。
- (13) 武内孝善『東寺観智院金剛蔵本「真言付法血脉仁和寺」』(高野山大学密教文化研究所紀要)六、平成五年一月。
- (14) 『血脉抄野沢』(『統真言宗全書』第二十五)、大覚寺聖教・文書研究会「大覚寺聖教函伝来文書」(『古文書研究』四一・四二(合併号、平成七年一二月、金井静香氏執筆部分)、藤井雅子「後宇多

法皇と「御法流」』(『史艸』三七、平成八年一二月)、大田壮一郎「大覚寺門跡と室町幕府—南北朝—室町朝を中心に—」(『日本史研究』四四三、平成九年七月)による。

(15) 奈良国立文化財研究所史料第3冊『仁和寺史料 寺誌編(一)』(吉川弘文館、昭和三九年)。

(16) 前注(14)所掲による。

(17) 横内裕人「仁和寺と大覚寺—御流の継承と後宇多院—」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』(論文編)』(勉誠社、平成一〇年)。

(18) 前注(2)の『東寺長者補任』はこの年の記事を欠く。また、湯浅吉美「観智院に蔵する『東寺長者補任』の異本について」(『成田山仏教研究所紀要』二三、平成二二年三月)に翻刻される「東寺観智院金剛蔵一八八箱五号」の『東寺長者補任』は、「道意事」としてこの初参に関する記事を嘉暦三年の項に続いて記しているが、続々群書類従本は同じ記事を嘉暦元年の項に配する。記事の内容は嘉暦元年のものである。

(19) 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造—付 寺僧一覽・諸職補任・索引」(京都府立総合資料館「資料館紀要」八、昭和五五年三月)。

(20) 『国史大辞典』5(吉川弘文館、昭和六〇年)「後七日御修法」項(田村隆照氏執筆)。

(21) 「後七日御修法請僧交名并裏書統紙」(大日本古文书『東寺百合文書』ろ二)。

(22) 『護国寺供養記』(続群書類従第二十七輯上)、『東寺塔供養記』(群書類従第二十四輯)。

(23) 『大日本史料』建武二年正月二十八日条所掲「御産御祈目錄」

など。

(24) 『東寺王代記』(統群書類従第二十九輯下)、「孔雀経法伴僧交名」(大日本古文書『醍醐寺文書』九九五)。

(25) 『建武二年結縁灌頂記』(統群書類従第二十六輯上)。

(26) 大田氏前注(14)論文、森氏前掲書(注(11))。

(27) 『南北朝遺文九州篇』一四五四。

(28) 『村田正志著作集第二卷 統南北朝史論』(思文閣出版、昭和五八年) 第四章第二節「南朝関係五条文書の研究」、前注(27)。

(29) 史料纂集『五条家文書』一一「肥後国山本庄重書案」。

(30) 大田氏前注(14)論文。なお、性円は貞和三(一三三七)年三月に京都で入滅しており、入滅以前に京都に戻っていることが知られる。『師守記』貞和三年三月七日条、前注(14)大覚寺聖教・文書研究会論文、藤井氏論文参照。

(31) 真福寺善本叢刊第六卷『両部神道集』(臨川書店、平成二一年)「解題」。

(32) 高野山大学図書館蔵マイクロフィルムによる。なお、識語には「東寺長者法務大僧正頼意」と記されているが、この時期、頼意はいまだ「東寺長者法務大僧正」になっていない。これは後人の補記であろう。

(33) 京都大学附属図書館蔵マイクロフィルムによる。なお、鈴鹿太郎氏蔵本は未見。

(34) 西田氏は同書の内容について、日本書紀神代卷・麗気記・神道五部書乃至八部書のうち特に御鎮座伝記・神皇系図・神皇実録等の文を引き、また、宝志和尚伝のほとんど全文を取って一書としたものだが、独自記事と思われる部分もないではない、とされる。

(35) 弘法大師が御師河継に「伝記」を授けたことは、『三角柏伝記』

(前注(31)『両部神道集』)・『中臣敕訓解』(神道大系「中臣敕註釈」)などに見え、また、この「秘文」の文言は、『大日本国開闢本縁神祇秘文』(前注(31)『両部神道集』)と一致する部分を持つが、以上の諸書に見えない部分もある。この「秘文」全体がいかなる典拠に基づくものかは未考。

(36) 「源快」の名は、貞和四(正平三・一三四八)年三月に、高野山衆徒が宮方・武家方に対して中立の立場をとることを定め、北朝東寺長者賢俊から外題を得た「金剛峯寺衆徒一味契状」(『大日本史料』貞和四年三月是月条所掲)の連署の中に、大法師として見えるが、同一人物であるかは不明。なお右の史料については、山陰加春夫『中世高野山史の研究』(清文堂、平成九年)第三章「南北朝内乱期の領主と農民」、第六章「金剛峯寺五番衆について」参照。

(37) 『高野山文書第七卷 旧行人方一派文書』(高野山文書刊行会、昭和一三年)「興山寺文書」四〇「護持院法印御教書」。なお、この文書の文言は、『高野春秋編年輯録』(日野西真定編集『新校高野春秋編年輯録』(名著出版、昭和五七年)による)延文五(正平十五・一三六〇)年四月条の、「御室護持院命夏衆々々、令退去国中凶徒」という記事に引用されているが、これは、『太平記』(巻三十四「紀州龍門山軍事」)、「紀州一度目合戦事」に、同年に紀州において大規模な合戦があったことが見えることを根拠として、この合戦にこの文書の時期を当てたものではなからうか。「護持院法印」頼意は、正平十五年には既に僧正になってい

る。『高野春秋』の記事は誤りであろう。

(38) 『高野山文書第七卷 旧行人方一派文書』「恵光院文書」五五一「護持院法印御教書」。

(39)直冬が紀州攻略の総大将として左兵衛佐に任ぜられたのは四月十六日で、六月十八日に紀伊に向け進発、八月八日・九日には両軍が激戦を交わしており(瀬野精一郎『足利直冬』)人物叢書新装版、吉川弘文館、平成一七年)、この二件の文書の日付とほぼ対応する。なお、『太平記』にこの合戦についての記述はない(前注(37)参照)。

(40)湯浅氏の翻刻される前注(2)の本はこの年の記事を欠く。よって、前注(18)湯浅氏論文に翻刻される、『東寺観智院金剛藏一八八箱二号』の東寺長者補任による。

(41)奉者が「法印仲尊」であることによる推定。仲尊は、後掲の【表2】に示すように、頼意の御教書を多く奉行しており、頼意の執事であったと考えられる。また、『東寺長者補任』正平十六年の項(後述)には、頼意の下で凡僧別当となっていることが見える。寺務の弟子が凡僧別当に任ぜられるのは先に頼意について触れたとおり。なお、文書の授受に関する寺務と執事・凡僧別当との関係については、富田氏前注(19)論文参照。

(42)これ以前、十月十六日付「良賢書状」(『勝尾寺文書』七〇一「箕面市史料編二」)に、「護持院大僧正」として見える。

(43)『村田正志著作集第七巻 風塵録』(思文閣出版、昭和六一年)四二―三頁所掲。『村田正志著作集第一巻 増補南北朝史論』(思文閣出版、昭和五八年)第七章第四節「研究余録」参照。

(44)なお、これ以前、南朝では弘真が「東寺座主」として法務を兼ねている例があり、頼意が東寺長者の任を退いた後に「東寺座主」に就任していた可能性はないが、徴証は得られない。真木隆行「東寺座主構想の歴史的変遷」(『仏教史学研究』四一―二、平成一一年三月)、内田啓一「文観房弘真と美術」(法蔵館、

平成一八年)第六章「南朝と弘真」参照。

(45)『村田正志著作集第七巻 風塵録』四五―八頁所掲。

(46)『長慶天皇側近者事蹟研究資料』(臨時陵墓調査委員会、昭和一三年)一三―六頁所掲。『高野山文書』九六、金剛峯寺乾。

(47)大覚寺聖教第三一函第六号・五「道意書状案」。前注(14)大覚寺聖教・文書研究会論文による。

(48)「光賢僧正自筆後龜山上皇宸翰宝篋印陀羅尼経裏書」(『和泉松尾寺文書』(大阪府教育委員会、昭和三年)四八)。

(49)『村田正志著作集第七巻 風塵録』四六―八頁所掲。

(50)前注(49)。

(51)湯之上隆「護持僧の成立と歴史的背景」(『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、平成一三年、初出昭和五六年)。なお、南朝の護持僧については、森氏前掲書(注(11))一六四―一六八頁参照。

(52)真木隆行氏によると、久寿二(一一五四)年以後、東寺一長者が護持僧を兼任するのが恒常化するという。(中世東寺長者の成立―真言宗僧団の歴史的転換―)『ヒストリア』一七四、平成一三年四月)。

(せた・みちお 本学大学院博士後期課程)